

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
04.09	<p>1. 天然はちみつ</p> <p>(1) 天然はちみつとは、温度20度における水分が20%以下で、<u>しょ糖の含有量が全重量の5%以下のもの</u>であって、かつ、<u>果糖及びぶどう糖の含有量の合計が全重量の60%以上</u>のものをいう。</p> <p>輸入申告に際し、輸出国の公的機関の発行する成分分析表が提出された場合、上記成分の確認については、同分析表の値を認めて差し支えないととする。</p> <p>なお、輸出者又は輸出国のメーカーが分析したものを商工会議所等の公的機関が証明した場合においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>(2) 上記以外のものであっても、輸出国の公的機関の発行する「品質証明書」(原産地及び蜜源花の種類が明記されているもの)が提出されており、かつ、当該品の性状、分析結果等を総合的に勘案して関税率表第0409.00号の天然はちみつと認められるものは、天然はちみつとして取り扱うこととする。</p>	04.09	<p>1. 天然はちみつ</p> <p>(1) 天然はちみつとは、<u>しょ糖分の含有量が全重量の5%以下、果糖の含有量が全重量の30%以上のもの</u>であって、かつ、<u>全糖分中に占める果糖の割合が50%以上</u>のものをいう。</p> <p>輸入申告に際し、輸出国の公的機関の発行する成分分析表が提出された場合、上記成分の確認については、同分析表の値を認めて差し支えないととする。</p> <p>なお、輸出者又は輸出国のメーカーが分析したものを商工会議所等の公的機関が証明した場合においても同様に取り扱うこととする。</p> <p>(2) 上記以外のものであっても、輸出国の公的機関の発行する「品質証明書」(原産地及び蜜源花の種類が明記されているもの)が提出されており、かつ、当該品の性状、分析結果等を総合的に勘案して関税率表第0409.00号の天然はちみつと認められるものは、天然はちみつとして取り扱うこととする。</p>